消防計画作成チェック表（大規模用）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 作成する内容 | 法令根拠 | 該当確認 | 作成チェック | 備考 |
| Ⅰ　総則 |  |
|  | 第１　目的及び適用範囲等 |
|  | １　目的 | ◎ |  |  |
| ２　適用範囲 | ◎ |  |  |
| ３　防火・防災管理業務の一部委託について（▲防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合） | ◎ | ▲ |  |
| 第２　管理権原者の責任及び防火・防災管理者の業務 |
|  | １　管理権原者の責任 | ◎ |  |  |
| ２　資格管理 | ◎ |  |  |
| ３　自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務（▲自衛消防組織の設置が必要な場合） | ◎ | ▲ |  |
| ４　防火・防災管理委員会　（▲防火・防災管理委員会を設置する場合） | ◎ | ▲ |  |
| ５　防火・防災管理者の業務 | ◎ |  |  |
| Ⅱ　予防管理業務 |  |
|  | 第１　火災予防上の点検・検査 |
|  | １　予防管理組織 | ◎ |  |  |
| ２　日常の火災予防 | ◎ |  |  |
| ３　防災管理及び消防用設備等の点検・検査 | ◎ |  |  |
| ４　報告等 | ◎ |  |  |
| 第２　災害を予防するために守るべき事項 |
|  | １　従業員が守るべき事項（避難施設等の管理、火気管理、放火防止対策） | ◎ |  |  |
| ２　防火・防災管理者等が守るべき事項（収容人員の管理、工事中の安全対策の樹立、火気の使用制限等） | ◎ |  |  |
| 第３　防火・防災教育 |
|  | １　防火・防災教育の実施時期等 | ◎ |  |  |
| ２　自衛消防隊員等の育成 | ◎ |  |  |
| 第４　消防機関との連絡等 |
|  | １　消防機関へ連絡等する事項 | ◎ |  |  |
| ２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管 | ◎ |  |  |
| Ⅲ　自衛消防業務 |  |
|  | 第１－Ａ　自衛消防隊の編成と活動（事業所自衛消防隊を編成する場合） |
|  | １　事業所自衛消防隊の編成 | ◎ |  |  |
| ２　事業所自衛消防隊の活動範囲 | ◎ |  |  |
| ３　事業所自衛消防隊長等の権限 | ◎ |  |  |
| ４　火災発生時の自衛消防活動 | ◎ |  |  |
| ５　営業時間外等の自衛消防活動体制（▲営業時間内と異なる場合） | ◎ | ▲ |  |
| 第１－Ｂ　自衛消防隊の編成と活動（防火対象物自衛消防隊を編成する場合） |
|  | １　防火対象物自衛消防隊の編成 | ◎ |  |  |
| ２　防火対象物自衛消防隊の活動範囲 | ◎ |  |  |
| ３　防火対象物自衛消防隊長等の権限 | ◎ |  |  |
| ４　火災発生時の自衛消防活動 | ◎ |  |  |
| ５　営業時間外等の自衛消防活動体制（▲営業時間内と異なる場合） | ◎ | ▲ |  |
| 第２　訓練 |
|  | １　訓練の実施時期等 | ◎ |  |  |
| ２　訓練時の安全対策 | ◎ |  |  |
| ３　訓練の実施結果 | ◎ |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| Ⅳ　震災対策 |  |
|  | 第１　震災に備えての事前計画 | ○ |  |  |
| 第２　震災時の活動計画 | ○ |  |  |
| 第３　施設再開までの復旧計画 | ○ |  |  |
| Ⅴ　その他の災害対策 |  |
|  | 第１　大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策 | ●※ |  |  |
| 第２　大雨・強風等に係る自衛消防対策 | ● |  |  |
| 第３　受傷事故等の自衛消防対策 | ● |  |  |
| 第４　その他の自衛消防対策（ガス漏えい時等） | ● |  |  |
| Ⅵ　その他 |  |
|  | 第１　消防計画概要（▲従業員に周知するために掲示、活用する場合） | ◎ | ▲ |  |
| 別表1 | 　防火・防災管理業務の一部委託状況表（▲防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合） | ◎ | ▲ |  |  |
| 別表2 | 　防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（▲防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合） | ◎ | ▲ |  |
| 別表3 | 予防管理組織編成表 | ◎ |  |  |
| 別表4-1 | 　自主検査チェック表「火気関係」 | ◎ |  |  |
| 別表4-2 | 　自主検査チェック表「閉鎖障害等」 | ◎ |  |  |
| 別表5 | 　自主検査チェック表「定期」 | ◎ |  |  |
| 別表6 | 　自主点検チェック表「消防用設備等」 | ◎ |  |  |
| 別表7 | 　自衛消防隊の編成と任務（編成表）・（資格管理表）・（任務表） |
| Ａ　事業所自衛消防隊を編成する場合 | ◎ |  |  |
| Ｂ　防火対象物自衛消防隊を編成する場合 | ◎ |  |  |
| 別表8 | 　営業時間外等の組織編成表及び活動要領（▲営業時間内と異なる場合） | ◎ | ▲ |  |
| 別表9 | 　家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表 | 〇 |  |  |
| 別表10 | 一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄 | 〇 |  |  |
| 別表11 | 震災時における時差退社計画 | ○ |  |  |
| 別表12 | 施設の安全点検のためのチェックリスト | ○ |  |  |
| 別記1 | 　火災時の自衛消防活動要領 | ◎ |  |  |
| 別記2 | 　震災時の自衛消防活動要領 | ◎ |  |  |
| 別記3 | 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領 | ●※ |  |  |
| 別図 | 　避難経路図 | ◎ |  |  |
| 別添え | 　消防計画概要（▲従業員に周知するために掲示、活用する場合） | ◎ | ▲ |  |
|  |  |  |  |  |
| その他 |  |

（備考）

１　◎印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。

２　※印は、消防法第36条第1項において準用する同法第8条第1項に定める防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。

３　○印は、東京都震災対策条例第10条に定める事業所防災計画を作成する上で必要な項目である。

４　●印は、火災予防条例第55条の４に基づく自衛消防対策の項目である。

５　★印は、統括防火・防災管理義務対象物に該当する場合に定める項目である。

６　▲印は、該当する場合に定める項目である。

７　作成チェック欄は、消防計画の作成者が、自己の事業所の消防計画の作成に当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。

８　事業所の実態に合わせて作成する別表・別記・別図・別添えについては、別表等の空欄に記入する。

　　　　　　　　　消防計画

　　　　　年　　月　　日作成

Ⅰ　総　　　則

第１　目的及び適用範囲等

　１　目　的

この計画は、消防法又は火災予防条例に基づき、管理権原が及ぶ範囲における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

　２　適用範囲

⑴　管理権原が及ぶ範囲は、　　　　　　　　　　　　　　　　　部分とする。

⑵　この計画を適用する者の範囲は管理権原者、防火・防災管理者及びその他勤務する者とする。

↓防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合

▲３　防火・防災管理業務の一部委託について

⑴　計画の適用

この計画は、委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

⑵　防火・防災管理業務の一部委託状況

別表１「防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおり。

⑶　受託者との契約内容の自己チェック

管理権原者は、受託者が行う防火・防災管理業務の適正化を図るため、別表２「防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）」により委託契約内容等の自己チェックを行う。

⑷　委託者からの指揮命令

受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

⑸　委託者への報告

受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期に防火・防災管理者に報告する。

第２　管理権原者の責任及び防火・防災管理者の業務

１　管理権原者の責任

⑴　管理権原の及ぶ範囲の防火・防災管理業務について、全ての責任を持つ。

⑵　廊下、階段等の避難上必要な施設において、避難の支障となる物件及び防火戸等の閉鎖の支障となる物件を放置等されないように管理する。

⑶　防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

⑷　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動の全般についての責任を負う。

★⑸　統括防火・防災管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する内容にする。

↓防災センターがある場合

★▲⑹　統括防火・防災管理者が防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるように協力する。

２　資格管理

管理権原者は、防火・防災管理業務を行う上で必要となる各種法定資格について不備が生じないよう管理する。

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

▲３　自衛消防組織の設置と管理権原者等の責務

⑴　管理権原者は、他の管理権原者と共同して自衛消防組織の設置及び運営について責任を負う。

⑵　管理権原者は、共同して自衛消防組織の統括管理者を選任し、自衛消防組織を統括させる。

⑶　管理権原者は、定期に開催される自衛消防組織に関する協議会に参加し、協議会を通して、建物全体の安全性を高めるよう努める。

★⑷　統括管理者は、統括防火・防災管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。

↓防火・防災管理委員会を設置する場合

▲４　防火・防災管理委員会

　管理権原者は、次に掲げる事項について審議する防火・防災管理委員会を開催し、防火・防災管理について周知・統一を図り、防火・防災管理業務を効果的に推進する。

⑴　消防計画の見直しに関すること。

⑵　自衛消防訓練の実施細部に関すること。

⑶　自衛消防隊の組織及び装備等に関すること。

⑷　避難施設、消防用設備等などの点検・維持管理に関すること。

５　防火・防災管理者の業務

防火・防災管理者は、次の業務を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 業　務 | 内　容 |
| 点検・監督業務 | ①　火災予防上の自主検査・点検の実施及び改修建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修②　地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修③　防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督④　火気の使用、取扱いの指導、監督 |
| 教育・訓練業務 | ①　従業員に対する防火・防災の教育の実施②　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討③　放火防止対策の推進 |
| 管理業務 | ①　収容人員の管理②　消防機関への届出及び連絡等③　家具、じゅう器等の転倒・落下・移動の防止措置 |
| 点検立会業務 | ①　消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示②　建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示③　改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立↓防火対象物点検報告が必要な場合▲④　防火対象物、防災管理の法定点検の立会い又は立会いの指示 |
| 管理権原者への提案・報告業務 | ①　防火・防災管理業務を遂行する上での提案②　点検・検査の結果についての報告 |
| その他防火・防災管理上必要な業務 | ★①　防火・防災管理上必要な事項の、統括防火・防災管理者への報告↓防火管理技能者が必要な場合▲②　防火管理技能者に対する指示↓防災センターがある場合▲③　災害活動の拠点となる防災センターへの災害活動上必要な情報の集約 |

Ⅱ　予防管理業務

第１　火災予防上の点検・検査

１　予防管理組織

日常の火災予防のための組織と建物構造、電気設備、消防用設備等の点検・検査を実施する組織として、別表３の予防管理組織を編成する。

なお、日常の火災予防のための組織には、原則として、階ごとに防火担当責任者を、所定の区域ごとに火元責任者を置く。

２　日常の火災予防

⑴　防火担当責任者の業務

|  |
| --- |
| ①　担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督②　防火・防災管理者の補助 |

⑵　火元責任者の業務

|  |
| --- |
| ①　担当区域内の火気管理②　担当区域内の建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・器具の日常の維持管理③　地震時における火気設備・器具の安全確認④　防火担当責任者の補助⑤　出火防止の確認（別表４－１の『自主検査チェック表「火気関係」』に基づき行う。）⑥　避難安全等の確認（別表４－２の『自主検査チェック表「閉鎖障害等」』に基づき行う。） |

３　防災管理及び消防用設備等の点検・検査

1. 法定点検

|  |
| --- |
| ↓防火対象物点検報告が必要な場合▲①　防火対象物、防災管理及び消防用設備等の法定点検は、法令に定める期限内に報告できるよう計画的に実施する。②　防火・防災管理者は、法定点検実施時に立ち会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。↓消防用設備等に特例が適用されている場合▲③　防火・防災管理者は、特例適用について申請内容が適正に維持管理されているかもあわせて実施する。 |

⑵　法定点検のほかに、自主点検・検査を別表３に定める各点検・検査員が実施する。

|  |
| --- |
| ①　建物等の確認（別表５の『自主検査チェック表「定期」』に基づき行う。）②　消防用設備等の確認（別表６の『自主点検チェック表「消防用設備等」』に基づき行う。）③　実施時期　　　　　　月頃　　　　　　月頃 |

　４　報告等

⑴　防火・防災管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の結果を適宜確認し、その記録を管理する。

⑵　防火・防災管理者は、前⑴により確認した内容で不備欠陥箇所がある場合は、管理権原者に報告し、計画的な改修を図る。

第２　災害を予防するために守るべき事項

１　従業員が守るべき事項

⑴　避難施設等の維持管理

避難口、廊下、階段及び通路などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を遵守する。

|  |
| --- |
| ①　避難施設に物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。②　避難施設の出入口に設けられている扉等の開閉障害となる物品等を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。③　防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持するとともに、防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。置いてあることを発見した場合は、直ちにそれを除去する。④　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるように維持する。⑤　避難施設の床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。⑥　①から③までにおいて、発見された物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火・防災管理者に報告する。 |

　　⑵　火気管理等

|  |
| --- |
| ①　喫煙は、指定された場所で行い、確実に吸殻を処理する。②　火気設備・器具は、使用する前後に点検を行い、周囲を整理整頓して可燃物を近づけないなど、安全を確認して使用する。③　厨房設備やその周囲は毎日こまめに点検・清掃する。④　防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃する。⑤　火気器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外に使用しない。⑥　ガス機器を使用中はその場を離れない。その場を離れるときは、火を消してから離れる。⑦　終業時には必ず灰皿の整理及び火気設備・器具の安全を確認する。⑧　危険物品は持ち込まない、持ち込ませない。⑨　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　⑶　放火防止対策

|  |
| --- |
| ①　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。また、これらの場所の巡視を行う。②　建物内外の整理整頓を行う。③　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。④　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

２　防火・防災管理者等が守るべき事項

⑴　収容人員の管理

|  |
| --- |
| ①　防火・防災管理者は、用途、規模に応じた収容能力を把握し、収容人員を適正に管理する。②　一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

⑵　工事中の安全対策の樹立

|  |
| --- |
| ①　次の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。・増築等で建築基準法に基づく仮使用の申請をするもの。・消防用設備等の増設等の工事に伴い、本設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすもの。②　防火・防災管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。③　工事人に対し、次の事項を遵守させる。・溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保する。・防火・防災管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わない。・工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火・防災管理者に報告する。・危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者の承認を受ける。・放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をする。④　防火・防災管理者は、工事・催物等の計画内容や現場において、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

⑶　火気の使用制限

防火・防災管理者は、必要に応じ次の事項について指定又は制限する。

|  |
| --- |
| ①　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定・　喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。・　毎日終業後、水の入ったバケツに吸殻を回収する。②　火気設備・器具の使用禁止場所及び使用場所の指定・　使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。③　危険物の貯蔵又は取扱場所の指定④　工事等の火気使用の禁止又は制限 |

⑷　臨時の火気使用等

防火・防災管理者は、次の事項が行われようとする場合、又は行われていることを確認した場合は、その内容について確認し、防火・防災管理上必要な指示を行う。

|  |
| --- |
| ①　指定された場所以外での喫煙又は臨時的な火気の使用②　火気設備・器具の設置又は変更③　危険物等の使用④　催物の開催及びその会場での火気の使用⑤　模様替え等の工事 |

⑸　放火防止対策

　防火・防災管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努める。

|  |
| --- |
| ①　敷地内及び廊下、階段、トイレ等の可燃物の整理、整頓又は除去②　不特定の者が出入りする出入口の監視等③　火元責任者等による火気の確認及び施錠④　空室、倉庫等の施錠管理⑤　休日、夜間等における巡回体制の確立 |

⑹　避難経路等の周知

|  |
| --- |
| 人命の安全を確保するため、各階に消防用設備等の設置図及び屋外への避難経路図を別図のとおり作成し、従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者、建物利用者に周知できるように掲出する。 |

⑺　その他

|  |
| --- |
| 　防火戸や防火シャッターなどの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明示する。 |

第３　防火・防災教育

１　防火・防災教育の実施時期等

防火・防災教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火・防災管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施する。

⑴　消防計画

⑵　従業員が守るべき事項

⑶　火災発生時の対応

⑷　地震時及びその他災害等の対応

⑸　防火・防災管理マニュアルの徹底

⑹　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

２　自衛消防隊員等の育成

　　⑴　管理権原者は、災害時における自衛消防活動を円滑に行うため、自衛消防隊の編成が常に最新のものとなるよう整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を行う。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲⑵　自衛消防活動中核要員の育成

管理権原者は、「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に行う。

↓防災センターがある場合

▲⑶　防災センター要員の育成

管理権原者は、防災センター要員に対し、計画的に「防災センター技術（実務）講習」を受講させることによりその育成を図る。

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

★▲⑷　統括管理者及び告示班長の資格管理及び育成については、全体についての消防計画に定める。

第４　消防機関との連絡等

１　消防機関へ連絡等する事項

管理権原者等は、次の業務について、消防機関への届出、報告及び連絡を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| 防火・防災管理者選任（解任）届出 | 防火・防災管理者を変更したとき | 管理権原者 |
| 　　消防計画作成(変更)届出 | 消防計画を変更したとき管理権原者又は防火・防災管理者を変更したとき | 防火・防災管理者 |
| ↓自衛消防組織の設置が必要な場合▲　自衛消防組織設置(変更)届出 | 　自衛消防組織を設置したとき、又は変更したとき | 管理権原者 |
| 　　自衛消防訓練実施の通報 | 　自衛消防訓練を実施するときは、あらかじめ消防機関へ通報する。 | 防火・防災管理者 |
| 　禁止行為の解除承認申請 | 　喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき | 管理権原者等 |
| 　　消防用設備等点検結果報告 | 　法令に定められた期間内（総合点検時の消防用設備等点検結果報告書） | 建物所有者等 |
| ↓防火対象物点検報告が必要な場合▲　防火対象物点検結果報告 | １年に１回 | 管理権原者 |
| 　防災管理点検結果報告 | １年に１回 | 管理権原者 |
| 　　防火対象物工事等計画届出 | 　建物の修繕、模様替え、間取り又は天井の高さの変更その他これらに類する工事、客席又は避難通路の変更、用途変更を行う場合は、工事に着手する日の７日前までに届け出る。 | 管理権原者 |
| 　　防火対象物使用開始届出 | 　使用を開始する日の７日前までに届け出て、検査を受ける。 | 管理権原者 |
| 　　防火対象物一時使用届出 | 　事務室や倉庫等を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合には、使用を開始する日の７日前までに届け出て、検査を受ける。 | 一時的に使用しようとする者 |
| 　　観覧場又は展示場における催物の開催届出 | 　観覧場又は展示場において、おおむね1,000人以上の多数の者を収容して演劇、コンサート、スポーツ興行等を行う場合は、催しを行う３日前までに届け出る。 | 興行の主催者 |
| 　　その他（上記以外の法令に基づく届出等） | 　法令に定める時期に届出・連絡等を行う。 |  |

２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

⑴　管理権原者等は、消防機関へ届出、報告等した書類を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管する。

⑵　転売等により管理権原者が変更となる場合は、防火管理維持台帳のうち竣工からの建築関係及び消防用設備等に関する届出書類や図面等の関係書類を確実に引き継ぐ。

Ⅲ　自衛消防業務

事業所自衛消防隊を編成する場合（テナントの場合等）

第１－Ａ　自衛消防隊の編成と活動

１　事業所自衛消防隊の編成

1. 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業所自衛消防隊を、別表７Ａのとおり編成する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓事業所地区隊を編成する場合

⑵　事業所自衛消防隊には、事業所本部隊（及び▲事業所地区隊）を編成する。

|  |
| --- |
| ①　事業所本部隊 |
| ・　事業所本部隊に事業所自衛消防隊長及び班を置く。・　事業所自衛消防隊長には、その任務を代行する事業所自衛消防隊長の代行者を定める。・　班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。 |
| ↓事業所地区隊を編成する場合▲②　事業所地区隊 |
| ・　事業所地区隊に事業所地区隊長と班を置く。・　火災、地震その他の災害等が発生した場合、事業所地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに事業所自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡する。・　班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。 |

⑶　管理権原者は、事業所自衛消防隊の編成表を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

★⑷　事業所自衛消防隊は、全体についての消防計画に定める防火対象物自衛消防隊の地区隊となる。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲⑸　自衛消防活動中核要員の装備は、防火対象物自衛消防隊長が、防災センターに保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。

２　事業所自衛消防隊の活動範囲

⑴　事業所自衛消防隊の活動範囲は、原則として事業所が占有している範囲内とする。

★⑵ 事業所自衛消防隊は、⑴の範囲内で活動するほか、全体についての消防計画に範囲外の活

動について定めがあるときは、その定めるところにより活動する。

⑶　防火対象物自衛消防隊長から自衛消防活動の協力の要請があった場合は、防火対象物自衛消防隊長の指揮の下、活動する。

３　事業所自衛消防隊長等の権限

⑴　事業所自衛消防隊長は、火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、事業所自衛消防隊の指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

⑵　管理権原者は、事業所自衛消防隊長の代行者に対し、任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　火災発生時の自衛消防活動

|  |
| --- |
| ⑴　事業所本部隊　　　　　　　　　　　　事業所地区隊を編成する場合↓ |
| ・　事業所本部隊は、管理する区域で火災が発生した場合、初動対応（▲及び事業所地区隊の統制）を行う。・　事業所本部隊の通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。・　事業所本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、事業所地区隊長の指揮下で現場員として火災発生場所における任務に当たる。↓事業所地区隊を編成する場合・▲事業所自衛消防隊長は、事業所地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。↓事業所地区隊を編成する場合・▲現場員は、事業所地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務に当たる。 |
| ↓事業所地区隊を編成する場合▲⑵　事業所地区隊 |
| 事業所地区隊は、当該地区隊の担当する区域で発生した火災において、当該地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行う。 |
| ⑶　活動要領 |
| 別記１の火災時の自衛消防活動要領により行動する。 |

↓営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合

▲５　営業時間外等の自衛消防活動体制

⑴　休日、夜間等で事業所内に在館者がいる場合は、在館している者全員で通報連絡、初期消火、避難誘導等の自衛消防活動を実施する。

⑵　営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

第１－Ｂ　自衛消防隊の編成と活動

防火対象物自衛消防隊を編成する場合（建物所有者の場合等）

１　防火対象物自衛消防隊の編成

⑴　管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表７Ｂのとおり編成する。

↓防火対象物地区隊を編成する場合

⑵　防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊及び▲防火対象物地区隊を編成する。

|  |
| --- |
| 1. 防火対象物本部隊
 |
| ・　防火対象物本部隊には、防火対象物自衛消防隊長及び班を置く。* 統括管理者は、防火対象物自衛消防隊長としてその任務に当たる。

・　防火対象物自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。・　班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。* 防火対象物本部隊の各班長は、自衛消防業務講習修了者等の資格者を当てる。

　↓防災センターがある場合・▲防災センターを防火対象物本部隊の活動拠点とし、防災センター要員を防火対象物本部隊に配置する。 |
| ↓防火対象物地区隊を編成する場合▲②　防火対象物地区隊 |
| ・　防火対象物地区隊に防火対象物地区隊長及び班を置く。・　火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに事業所自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡する。・　班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。 |

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲⑶　防火対象物自衛消防隊には、自衛消防活動中核要員を配置する。

①　自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有する者を当てる。

②　防火対象物本部隊に本部中核要員を置く。

③　地区中核要員は、防火対象物地区隊に配置し、地区中核要員担当区域における任務に当たる。

④　防災センター要員は、本部中核要員に編成する。

⑤　自衛消防活動中核要員の装備及び管理は、次による。

|  |  |
| --- | --- |
| 装備 | 個人用装備　　　　　　　　　　隊用装備・　防火衣……………　　着　・　消火器……………　　本・　ヘルメット………　　個　・　とび口……………　　本・　警笛………………　　個　・　ロープ……………　　本・　携帯用照明器具…　　器　・　携帯用拡声器……　　器・　携帯用無線機……　　機　・　救出用具（バール、ジャッキ等）…　　個・　担架………………　　基・　応急手当用具（包帯、三角巾等）…　　セット |
| 管理 | 自衛消防活動中核要員等の装備品は、　　　　　　　　　に保管し、防火対象物自衛消防隊長が、必要な点検を行い、常時使用できる状態で維持管理する。 |

↓防災センターがある場合

▲⑷　管理権原者は、防災センター管理計画で定めた限界時間内に、火災対応行動が行える防災センター要員の体制を確保する。

⑸　管理権原者は、防火対象物自衛消防隊の編成表を見やすいところに掲示するなどして、各自衛消防隊員に周知させる。

２　防火対象物自衛消防隊の活動範囲

⑴　防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。

⑵　近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

３　防火対象物自衛消防隊長等の権限

⑴　防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊が火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

⑵　管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　火災発生時の自衛消防活動

|  |
| --- |
| ⑴　防火対象物本部隊 |
| ・　防火対象物本部隊は、管理する区域で火災が発生した場合、初動対応及び全体の統制を行う。・　防火対象物本部隊の通報連絡(情報)班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。* 防火対象物本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班は、防火対象物

地区隊長の指揮下で現場員として火災発生場所における任務に当たる。↓防火対象物地区隊を編成する場合・▲防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。↓防火対象物地区隊を編成する場合・▲現場員は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、安全防護、応急救護の任務に当たる。 |
| ↓事業所地区隊を編成する場合▲⑵　防火対象物地区隊 |
| 防火対象物地区隊は、当該地区隊の担当する区域で発生した火災において、当該地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行う。 |
| ⑶　活動要領 |
| 別記１の火災時の自衛消防活動要領により行動する。 |

↓営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合

▲５　営業時間外等の防火対象物自衛消防活動体制

⑴　営業時間外等における自衛消防活動組織及び活動要領は、別表８に示すところによる。

↓防災センターがある場合

⑵　営業時間外等に在館者がいる場合は、▲防災センター要員、守衛等は、定期に巡回する等して火災予防上の安全を確保する。

⑶　営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

第２　訓練

１　訓練の実施時期等

⑴　防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるよう、定期的に自衛消防訓練を実施する。

⑵　訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練の種別 | 実施時期 | 備考 |
| 総合訓練 | おおむね　 　　月　　　月 |  |
| 部分訓練 | おおむね　　　月　　　月 |  |
| その他の訓練 | おおむね　　　月　　　月 |  |

⑶　防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

２　訓練時の安全対策

訓練指導者は　　　　　　 　とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。必要により安全管理を担当する者を指定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 時　期 | 内　容 |
| 訓練実施前 | ①　訓練に使用する施設、資器材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。②　事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示をし、又は参加させない等の措置を講じる。 |
| 訓練実施時 | ①　訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。②　訓練実施時において、使用資器材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。 |
| 訓練終了後 | 訓練終了後の使用資器材収納時についても、十分に安全を確保させる。 |

３　訓練の実施結果

⑴　防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後、訓練の実施結果について検討するとともに、

「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させる。

⑵　防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から３年間保管する。

Ⅳ　震災対策

第１　震災に備えての事前計画

管理権原者等は、震災に備えて、次の対策を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 対　策 | 内　容 |
| 防災についての任務分担 | 管理権原者等は、予防管理組織の編成に準じて、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。 |
| 建築物等の点検及び補強 | ①　管理権原者等は、建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下の防止措置を行う。②　管理権原者等は、東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。 |
| 家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置 | ①　事務室内、倉庫等の書架、物品棚、複写機等の家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置を講じる。②　Ⅱ、第１、３に基づく各種点検に合わせ、別表９のチェック表を活用して、家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を講じる。 |
| 危険物等の漏えい及び流出防止措置 | 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。 |
| 火気設備・器具の点検及び安全措置 | ①　火気設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等について作動状況の点検及び確認を行う。②　火気設備・器具の上部及び周囲には、転倒・落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。 |
| 消火器等の準備及び適正管理 | Ⅱ、第１、３に基づく消防用設備等の点検に合わせ、消火器等を適正に維持管理する。 |
| 安全避難の確保及び点検 | ①　在館者が建物から安全に避難できるように、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。②　避難場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。 |
| 資器材及び非常用物品の準備及び保管 | ①　管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。②　資器材及び非常用物品の点検整備を定期的に実施する。 |
| 防災についての教育及び訓練 | ①　防火教育及び訓練の実施に合わせ、従業員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。②　防災管理者は、地震発生時における避難訓練を年１回以上実施する。 |
| ↓応援協定等が締結されている場合▲周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立 | ①　管理権原者は、周辺地域の事業所等と協議し、地震その他の災害時の消火・救助・救護活動に関する応援協定の締結等の協力体制を確保する。②　管理権原者は、応援協定を締結した事業所と合同で訓練を実施する。③　応援協定等の締結　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 警戒宣言発令時※等の対応措置※当面の間、「警戒宣言が発せられた」を、「南海トラフ沿いの大地震発生の可能性が高まった場合の臨時情報の発表がなされた」と読み替える | ①　自衛消防隊は、警戒宣言が発せられた場合は、別表７に定める任務を行う。↓営業時間内と異なる場合▲なお、休日、夜間等の営業時間外は、別表８に定める体制により対応する。②　管理権原者は、別に定める連絡表により、休日、夜間等の営業時間外に必要な要員を招集する。③　警戒宣言が発せられた場合は、火気設備・器具の使用及び喫煙並びに危険物品の取扱いを原則として中止する。やむを得ず使用する者は、管理権原者の承認を得て、防火・防災管理者等の監視の下で使用し、出火防止等の安全対策を講じる。④　避難誘導班の配置完了後、地震に関する情報に関して、放送設備等により在館者へ伝達する。⑤　事業所自衛消防隊長は、警戒宣言が発せられた場合、防火対象物自衛消防隊長と警戒本部を設置し、緊急点検及び被害防止措置等の進行管理等を行う。　　警戒本部の設置場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 家族との安否の確認手段の確保 | ①　電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否の確認手段を従業員に周知する。②　従業員は、震災時の家族との安否の確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておく。③　震災時の従業員の安否の確認者（班）及び安否の確認手段は、次のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認者（班） | 優先順位 | 確認手段 |
|  | 第１ |  |
| 第２ |  |
| 第３ |  |

 |
| 従業員等の一斉帰宅の抑制 | ①　公共交通機関が運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知する。②　震災時に従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）を確保する。施設内待機場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③　従業員等の施設内待機を維持するために、３日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄する。なお、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておく。また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員分の備蓄の１０％程度を余分に備蓄する。備蓄場所・備蓄品・・・別表１０のとおり④　管理権原者は、従業員等に要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）が含まれている場合を考慮し、次の措置を講じておく。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象等 | 具体的な準備品等 |
| 高齢者・障がい者 |  |
| 妊婦・乳幼児 |  |
| 外国人 |  |

⑤　従業員の徒歩による帰宅経路を把握し、グループごとの時差退社計画を作成しておく。時差退社計画表・・・別表１１のとおり |
| 帰宅困難者対策 | 鉄道等交通機関の運行状況の情報、余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、従業員等に適宜伝達する。 |
| ＰＤＣＡサイクルの実施 | 訓練等の結果確認と検証を行い、震災に備えての事前計画を見直し改善する取組み（ＰＤＣＡ（計画→実行→検証→改善）サイクル）を取り入れる。 |

第２　震災時の活動計画

　 　管理権原者等は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| 震災時の任務分担 | ①　地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、自衛消防隊の編成に準じて自衛消防活動を行う。②　自衛消防活動は、地区隊ごとでの活動を原則とする。③　事業所自衛消防隊長は、自己地区の被害・活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。④　被害のない地区又は活動の終了した地区の自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長から活動の要請があった地区において、協力して活動を行う。 |
| 緊急地震速報の活用 | 「緊急地震速報利活用マニュアル」を作成し、訓練及び防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法、活用対策等について従業員等に周知しておき、有効に活用する。 |
| 出火防止及び初期消火活動 | ①　火気設備・器具の付近にいる従業員は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。②　防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備・器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。③　火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。 |
| 危険物等の流出及び漏えい時の緊急措置 | 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。 |
| 初期救助・救護活動 | 消防機関への通報、初期救助及び初期救護等の震災時の自衛消防活動要領は、別記２による。 |
| 被害状況の把握等 | ①　自己事業所内の被害状況を速やかに把握するよう努める。②　事業所自衛消防隊長は、被害状況を確認し、防火対象物自衛消防隊長に報告する。③　従業員は、周囲の機器・物品等の転倒、落下等の異常があった場合には、自衛消防隊長に報告する。 |
| 避難場所及び避難方法 | 火災・津波等の危険が予想される場合は、次の避難場所・方法に基づき、適切に避難を開始する。避難場所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　避難方法：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| ↓応援協定等が締結されている場合▲周辺地域の事業所・住民との連携 | ①　自衛消防隊長は、防火対象物の活動が終了した後、協定等に基づく応援に移行する。②　協定等に基づく応援を行う場合は、防火対象物自衛消防隊長に報告する。 |
| 家族等との安否確認 | ①　従業員は、家族等の安否を確認し、　　　　　　　　に報告する。②　　　　　　　　　　は、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。 |
| 従業員等の施設内待機等 | ①　　　　　　　　　　　　を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。②　災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。1. 施設チェック項目・・・別表１２のとおり

管理権原者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。**○**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**○** 　　　　　　　　**○**　　　　　　　　　　　　　④　管理権原者は、施設及びその周辺の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。⑤　停電時を考慮した次の情報収集手段及び提供方法等に基づき、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、従業員へ提供する。情報収集手段・・・　　　情報提供方法・・・　　　　　　　　　　　非常用電源・・・・　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　 ⑥　災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表（別表１１）に基づき、方面別に集団で帰宅を促す。 |
| 周囲の環境等から必要な活動 | 周囲の環境等から必要な活動に関して、次の措置を講じておく。津波対策・・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　液状化対策・・・  |

第３　施設再開までの復旧計画

管理権原者等は、次の措置等を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 内　容 |
| ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策 | ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。 |
| 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置 | ①　火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。②　危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。 |
| 被害状況の把握 | ①　二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否を把握するとともに、使用可能な消火器を安全な場所に集結しておく。②　倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を行う。 |
| 復旧作業等の実施 | 復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。①　復旧作業の工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。②　復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定し、従業員その他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。③　復旧作業をしながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し、監視を強化する。 |

Ⅴ　その他の災害対策

※●第１　大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

１　事前の備え

自衛消防隊長は、自衛消防隊の装備としてマスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合は、定期に点検を行う。

２　武力攻撃等に伴う災害発生時の活動計画

⑴　大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置とする。

⑵　大規模テロ等の災害が発生し、基本編成による活動では困難な場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。この場合、自衛消防隊員は自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

３　行政機関からの指示

大規模テロ等に伴う災害においては、指示等があった場合、自衛消防隊長は、速やかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

４　自衛消防活動要領

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領については、別記３による。

●第２　大雨・強風等に係る自衛消防対策

１　事前の備え

⑴　ハザードマップ等の活用

防火・防災管理者は、東京都、区市町村が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水想定区域図などの被害予測を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の、水害に対する危険実態の把握に努める。

|  |
| --- |
| ①　河川の氾濫等により予想される浸水深さ：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②　予想される浸水継続時間（浸水５０ｃｍ以上）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　③　浸水危険箇所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④　その他危険箇所：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

　⑵　大雨等に係る自衛消防訓練

|  |
| --- |
| ①　訓練時期：　　　　　　　②　訓練内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③　訓練実施後は、自衛消防訓練実施結果記録書に記録する。 |

⑶　点検と安全措置

管理権原者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため、各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

|  |
| --- |
| ①　普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認②　建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の強風による落下防止措置③　側溝、排水口の清掃状況の確認④　水防資器材の定期的な点検・整備 |

２　大雨又は強風等に伴う災害発生時の活動計画

⑴　自衛消防隊の任務

①　別記１の火災時の自衛消防活動要領に準じて自衛消防活動を行う。

②　基本編成による活動では困難な場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員の増強又は初期消火班、避難誘導班を安全防護班の任務に当たらせるなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

⑵　自衛消防隊の連携

　　自衛消防活動は、地下部分を有する防火対象物自衛消防隊及び事業所自衛消防隊の活動を基本とし、防火対象物自衛消防隊長から応援の要請があった場合は、相互に連携し活動する。

⑶　情報の収集及び伝達

台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、自衛消防隊長は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

　　⑷　資器材の準備

安全防護班は、水防資器材（土のう、止水板等）を準備し、速やかに使用可能な体制をとる。

⑸　定期巡回の実施

　通報連絡（情報）班は定期的に建物内外の巡回を行い、建物周囲の冠水状況、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、浸水危険及び被害状況の把握に努める。

↓浸水等の被害が予想される場合

▲⑹　地下室等への立入制限

自衛消防隊長は、地下室への立入制限及びエレベーターの使用制限について掲示するなど、在館者への情報伝達を行う。

↓浸水被害の発生が予想される場合

▲⑺　浸水防止措置の実施

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自衛消防隊長は安全防護班に指示し、次の浸水防止措置を行う。

|  |
| --- |
| ①　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

⑻　在館者の避難誘導

　①　防火対象物自衛消防隊長が危険と判断した場合又は行政機関からの避難の指示等があった場合、自衛消防隊長は避難誘導を実施する。

②　避難誘導班は、携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

●第３　受傷事故等の自衛消防対策

１　受傷事故等に対する事前の備え

防火・防災管理者は、受傷事故等の発生に備え、自衛消防隊の装備として配置された応急救護資器材を、訓練等の機会を活用し保守点検を行い、常時使用可能な状態に保つ。

２　受傷事故等発生時の活動

⑴　自衛消防隊の任務

①　別記１の火災時の自衛消防活動要領に準じて自衛消防活動を行う。

②　基本編成による活動では困難な場合は、事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長に連絡し、効果的な自衛消防活動を行わせる。この場合、自衛消防隊員は防火対象物自衛消防隊長の指示・命令による任務を行う。

⑵　通報・連絡の確認及び誘導

自衛消防隊長は、119番通報、応急救護等の対応が適切に行われているか確認し、救急隊到着時、受傷事故等の発生場所まで誘導を行う。

⑶　応急救護所の設置

多数傷病者が発生した場合、事業所自衛消防隊長と防火対象物自衛消防隊長は協力し、応急救護所を設置する。

⑷　二次災害の防止

自衛消防隊長は、二次災害のおそれがある場合、その原因と考えられる工作物等の使用を安全が確認されるまで中止する。

●第４　その他の自衛消防対策

１　ガス漏えい事故防止対策

⑴　事前の備え

ガス漏えい事故に備え、ガス配管等の施設・機器について事前確認を実施しておく。

⑵　ガス漏えい時の活動計画

①　別記１の火災時の自衛消防活動要領に準じて自衛消防活動を行う。

②　ガス漏れを確認後、自衛消防隊長は直ちにガス会社及び消防機関へ通報し、在館者に対し、放送設備等を活用して火気及び電気の使用禁止と避難を指示する。

③　自衛消防隊長は、事故状況からガス漏えいの継続が予想される場合は緊急遮断弁を閉止し、放送設備等により防火対象物内の関係者に伝達する。

④　ガス漏れの状況により、立入禁止の区域を指定し、ロープ及び標識等で表示する。

⑤　緊急遮断弁を閉止した場合は、器具栓、元栓及びメーターコックを全て閉止し、ガス会社の許可があるまで操作しない。

２　停電発生時の出火防止対策

⑴　事前の備え

停電発生時の影響について事前確認を実施しておく。

⑵　停電発生時の活動計画

①　停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外す。

②　消防用設備等及びその他防災設備が停止した場合は、代替措置を実施する。

③　停電復旧後は、消防用設備等及びその他防災設備の機能が正常に復旧していることを確認する。

Ⅵ　その他

↓従業員に周知するために掲示、活用する場合

▲第１　消防計画概要

防火管理業務の全体を把握するため、別添え「消防計画概要」を防災センターや事務室等の見やすい場所に掲示し、従業員の周知に活用する。

▲別表１（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務の一部委託状況表

年　　月　　日現在

|  |  |
| --- | --- |
| 再受託者の有無 | □無　□一部有　□全部 |
| 防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕 | 受託者が再委託する場合再受託者の氏名及び住所等 |
| 氏名（名称）住所（所在地）担当事務所（電話番号）所在地電話番号〔教育担当者氏名〕〔講習等種別・番号〕〔教育計画〕 |  |  |
| 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲及び方法については下記のとおり | 再受託者の防火・防災管理業務の範囲・方法については下記のとおり |
| **常駐方式** | 範囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検監視など）□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　消防・防災設備等の監視・操作業務 | □　同左□　同左□　同左 |
| □　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動　　 | □　同左 |
| □　火災 | □　地震 | □　その他(　　) | □　同左 | □　同左 | □　同左 |
| □　初期消火□　通報連絡 | □　避難誘導□　その他（ | □　救出・応急救護　　　) | □　同左□　同左 | □　同左□　同左 | □　同左 |
| * 自衛消防訓練指導

□　その他（　　　　　　　　） | * 同左
* その他（　　　　　　　　　）
 |
| 方法 | 常駐場所 |  |  |
| 常駐人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| **巡回方式** | 範囲 | □　出火防止業務（火気使用箇所の点検など）□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　消防・防災設備等の監視・操作業務 | □　同左□　同左□　同左 |
| * 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動
 | * 同左
 |
| □　火災　　　　□　地震　　　　　□　その他(　　　) | □　同左　　　□　同左　　　□　同左 |
| □　初期消火　　□　避難誘導　　　□　救出・応急救護□　通報連絡　　□　その他（　　　　　　　　　　） | □　同左　　　□　同左　　　□　同左□　同左　　　□　同左 |
| □　自衛消防訓練指導□　その他（　　　　　　　　） | * 同左

□　その他（　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |  |
| 巡回人員 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |
| **遠隔移報方式** | 範囲 | □　消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 | □　同左 |
| * 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動
 | * 同左
 |
| □　火災　　　　□　地震　　　□　その他(　　) | □　同左 | □　同左 | □　同左 |
| □　初期消火　　□　避難誘導　□　救出・応急救護□　通報連絡　　□　その他(　　　　　) | □　同左□　同左 | □　同左□　同左 | □　同左 |
| □　その他（　　　　　　　　） | * その他（　　　　　　　　　　）
 |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  |  |
| 到着所要時間 |  |  |
| 委託する防火対象物の区域 |  |  |
| 委託する時間帯 |  |  |

（備考）「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

▲別表２（防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）

|  |  |
| --- | --- |
| 作成する内容 | チェック欄 |
| １　名称・所在 |  |
| ２　委託業務範囲等 |
|  | ⑴　範囲（全部、階数、一部等） |  |
| ⑵　業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等） |  |
| ⑶　契約期間 |  |
| ⑷　受託者に防火管理上の権限を付与すること。 |  |
| ３　受託者の厳守事項 |
|  | ⑴　契約内容を遵守すること。 |  |
| ⑵　消防法令に基づく管理権原者又は防火・防災管理者の指揮、命令に従うこと。 |  |
| ⑶　消防計画に基づき業務を行うこと。 |  |
| ⑷　消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。 |  |
| ⑸　勤務日報の記録及び報告をすること。 |  |
| ４　勤務体制等 |
|  | ⑴　方法（常駐、巡回、遠隔移報等） |  |
| ⑵　常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等） |  |
| ⑶　時間、人数、巡回回数、到着所要時間 |  |
| ⑷　休日、夜間の体制 |  |
| ⑸　消防用設備等の取扱いマニュアルの設置 |  |
| ⑹　資格保有者数（自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等） |  |
| ５　受託会社の行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制 |
|  | ⑴　教育担当者の配置 |  |
| ⑵　教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等） |  |
| ６ | 出火防止業務 |
| ⑴　火気使用箇所の点検等監視業務 |
|  | ア　喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置 |  |
| イ　火気設備・器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認 |  |
| ウ　吸殻処理状況の確認 |  |
| ⑵　周囲の可燃物の管理等 |
| ア　放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理） |  |
| イ　リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠 |  |
| ７　避難又は防火・防災上必要な構造及び設備等の維持管理 |  |
|  | ⑴　避難施設（避難口、廊下、階段及び通路）における避難障害の有無 |  |
| ⑵　防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況 |  |
| ⑶　消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認 |  |
| ⑷　その他防災設備等の異常・故障表示の対応（防災設備不作動表示を含む。） |  |
| ⑸　建物構造等の破損又は危険箇所の有無 |  |
| ８　火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
|  | ⑴　自衛消防隊の編成に基づく初動措置 |  |
| ⑵　火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見） |  |
| ⑶　火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集） |  |
| ⑷　消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報） |  |
| ⑸　避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止） |  |
| ⑹　初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用） |  |
| ⑺　空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作） |  |
| ⑻　消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作） |  |
| ⑼　火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、□その他の災害等（　　　　　　　　　）） |  |
| ⑽　警戒宣言が発せられた場合の措置 |  |
| ９　自衛消防訓練の実施 |  |
|  | ⑴　消防計画に基づく自衛消防訓練の実施 |  |
| ⑵　自衛消防訓練指導者 |  |
| 10　その他 |
|  | ⑴　定期的な建物内外の巡回 |  |
| ⑵　その他防火管理上必要な事項 |  |
| 11　再委託をする場合の契約内容等の確認 |  |

※　契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表３

予防管理組織編成表

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者 |  |
| 防火・防災管理者 |  |
| 日常の火災予防を図る組織 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 | 防火担当責任者 | 火元責任者 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 定期に実施する点検・検査組織 |
| 業務種別 | 実施区分 | 点検検査員 | 業務種別 | 実施区分 | 点検検査員 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

別表４－１

自主検査チェック表「火気関係」

月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日 | 曜日 | 実施項目 |
| 火気・電気・ガス器具関係 | 喫煙関係 | 放火防止関係 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　不備欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備欠陥　　…即時改修 | 防火・防災管理者確認 |  |

別表４－２

自主検査チェック表「閉鎖障害等」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |  |  |  |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火・防災管理者確認 |  |

別表５

自主検査チェック表「定期」

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット　　貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。 |  |
| 防火上の構造 | ⑴ | 外壁の構造等外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| ⑵ | 防火区画等①　防火区画等の壁、天井等に破損がないか。 |  |
| ②　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。〔確認要領〕　○　常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。　　　　　　　○　煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| ③　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| ④　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| ⑤　防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。 |  |
| ⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設等 | ⑴ | 廊下・避難通路①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| ②　火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 |  |
| ③　床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じていないか。 |  |
| ⑵ | 階段①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| ②　階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が２㎡以下のもの、防炎性能を有するものを除く。） |  |
| ③　火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 |  |
| ④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| ⑶ | 避難口・主たる通路に設ける戸①　次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能）ア　屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口イ　避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口ウ　非常の際避難専用とするために設けた出入口 |  |
| ②　①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。 |  |
| ③　①の戸の開閉に支障となる障害物がないか。 |  |
| ⑷ | 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 火気設備・器具  | ⑴ | 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| ②　ガス配管等は、亀裂、劣化、損傷していないか。 |  |
| ③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| ④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| ⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| ⑵ | 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）①　自動停止装置は、適正に機能するか。 |  |
| ②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備・器具 | ⑴ | 変電設備①　電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 |  |
| ②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| ③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵ | 電気器具①　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| ②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設 | ⑴ | 少量危険物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| ③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| ④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| ⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| ⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| ⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵ | 指定可燃物貯蔵取扱所①　標識は掲げられているか。 |  |
| ②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| ③　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 防火・防災管理者確認 |
|  |  |  |  |  |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

（検査結果の凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

別表６

自主点検チェック表「消防用設備等」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　設置場所に置いてあるか。 |  |
| ⑵　消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| ⑶　安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| ⑷　ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| ⑸　圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| ⑷　表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| ⑷　スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| ⑸　制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| ⑵　間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| ⑶　泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| ⑵　手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| ⑶　スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| ⑷　貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| ⑵　消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| ⑶　ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| ⑵　車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| ⑶　管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| ⑶　用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| ⑷　ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　表示灯は点灯しているか。 |  |
| ⑵　操作上障害となる物がないか。 |  |
| ⑶　押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 放送設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 |  |
| ⑵　試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| ⑵　格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| ⑶　開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| ⑷　降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| ⑸　標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| ⑵　誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| ⑶　外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| ⑷　不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| ⑶　地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| ⑷　散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| ⑵　送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| ⑶　放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| ⑷　放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| ⑸　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　　年　　月　　日実施） | ⑴　周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| ⑵　保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| ⑶　表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 | 防火・防災管理者確認 |
|  |  |

（備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

（点検結果の凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修

 別表７Ａ―①

事業所自衛消防隊の編成と任務（編成表）

事業所自衛消防隊編成表　　（　　　時間帯　　　時　　分～　　時　　分）

＜事業所本部隊＞

　　　　　　　　　　地区隊

　　　　　　　　　　地区隊

　　　　　　　　　　地区隊

事業所自衛消防隊長

（　　　　　　　　　　　　）

＜事業所地区隊＞

地区隊長

応急救護班　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

避難誘導班　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

通報連絡（情報）班　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

安全防護班　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

応急救護班　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

避難誘導班　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

初期消火班　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

通報連絡（情報）班　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

安全防護班　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

地区隊長

隊長の代行者兼副隊長

代行者１（　　　　　　　　）

代行者２（　　　　　　　　）

地区隊長

管理権原者

通報連絡（情報）班　(　　名)

班長

班員

初期消火班　　　　(　　名)

班長

班員

初期消火班　　　　　(　　名)

班長

班員

避難誘導班　　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

応急救護班　　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

通報連絡（情報）班　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

安全防護班　　　　(　　名)

班長　　　　　　　長

班員

応急救護班　　　　(　　名)

班長　　　　　　　長

班員

避難誘導班　　　　(　　名)

班長　　　　　　　長

班員

初期消火班　　　　(　　名)

班長　　　　　　　長

班員

安全防護班　　　　　(　　名)

班長　　　　　　長

班員

別表７Ａ－②

事業所自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配置等 | 職名・氏名 | 保有資格等 | 特記事項 |
| 管理権原者 |  |  |  |
| 事業所本部隊 |
| 事業所自衛消防隊長 |  |  |  |
| 事業所自衛消防隊長の代行者 | (第1順位) |  |  |  |
| (第2順位) |  |  |  |
| 自衛消防技術認定者 |  |  |  |
|  |  |  |
| 　　　　　　　地区隊 |
| 自衛消防技術認定者 |  |  |  |
|  |  |  |
| 　　　　　　　地区隊 |
| 自衛消防技術認定者 |  |  |  |
|  |  |  |
| 　　　　　　　地区隊 |
| 自衛消防技術認定者 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

★▲全体についての消防計画に定める自衛消防活動中核要員の割当

|  |  |
| --- | --- |
| 地区中核要員の割当人数 | 本部中核要員の割当人数 |
| 　　名 | 　　名 |

※１　本表を新規に作成した場合又は変更した場合は、防火対象物自衛消防隊長に本表の写しを提出すること。

※２　［自衛消防技術認定者］：自衛消防技術認定証の交付を受けている者［自衛消防業務講習修了者］：自衛消防業務講習の課程を修了した者

※３　特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火・防災管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。

別表７Ａ－③

事業所自衛消防隊の編成と任務（任務表）

１　事業所本部隊の任務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 班 | 災害等発生時の任務 | 警戒宣言等が発せられた場合の組織編成 | 警戒宣言等が発せられた場合の任務 |
| 通報連絡（情報）班 | １　消防機関への通報及び通報の確認２　防火対象物本部隊への通報連絡３　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）４　災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集５　逃げ遅れた者・負傷者等の情報収集６　防火対象物本部隊への情報提供７　防火対象物本部隊との連絡調整、命令伝達等 | 通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。 | １　報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、事業所自衛消防隊長に連絡する。２　周辺地域の状況を把握する。３　掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。４　食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。５　在館者の調査６　その他 |
| 初期消火班 | １　出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事２　地区隊が行う消火作業への指揮指導３　消防隊との連携及び補佐 | 初期消火班は、点検措置担当として編成する。 | 建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。 |
| 避難誘導班 | １　出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達２　非常口の開放及び開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告５　ロープ等による警戒区域の設定 | 避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。 | 混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。 |
| 応急救護班 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊との連携、情報の提供４　逃げ遅れた者の救出 | 応急救護班は、情報収集担当として編成する。 | 上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。 |
| 安全防護班 | 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 | 安全防護班は、点検措置担当として編成する。 | 上記の初期消火班の任務と同様とする。 |

２　事業所地区隊の任務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 班 | 災害等発生時の任務 | 警戒宣言等が発せられた場合の組織編成 | 警戒宣言等が発せられた場合の任務 |
| 通報連絡（情報）班 | 事業所本部隊への通報連絡及び隣接各事業所地区隊への連絡 | 通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。 | テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 |
| 初期消火班 | 消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導 | 初期消火班は、点検担当として編成する。 | 担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。 |
| 避難誘導班 | 出火時における避難者の誘導 | 避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。 | 本部の指揮により、避難誘導を行う。 |
| 応急救護班 | 救出及び負傷者に対する応急処置 | 応急救護班は、応急措置担当として編成する。 | 危険箇所の補強、整備を行う。 |
| 安全防護班 | 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 | 安全防護班は、点検担当として編成する。 | 上記の初期消火班の任務に同じ。 |

別表７Ｂ―①

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（編成表）

防火対象物自衛消防隊編成表　　（　　　　時間帯　　　時　　分～　　時　　分）

防災センター（該・非）　／　自衛消防活動中核要員の必要人数（　人）・必要担当区域数（　区域）　／　自衛消防組織（該・非）　／　防火管理技能者選任（該・非）

＜防火対象物本部隊＞

＜防火対象物地区隊＞

中核要員担当区域２

中核要員担当区域１

防火対象物自衛消防隊長

（統括管理者）

防火対象物自衛消防隊長の代行者

兼副隊長

　　　　地区隊

　　　　地区隊

　　　　地区隊

地区隊長

地区隊長

地区隊長

管理権原者

通報連絡（情報）班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

通報連絡（情報）班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

通報連絡（情報）班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

初期消火班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

避難誘導班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

応急救護班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

安全防護班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

通報連絡（情報）班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

初期消火班　　　　　(　名)

班長　　　　　　長

班員

初期消火班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

初期消火班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

避難誘導班　　　　　(　名)

班長　　　　　　長

班員

避難誘導班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

避難誘導班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

応急救護班　　　　　(　名)

班長　　　　　　長

班員

応急救護班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

応急救護班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

安全防護班　　　　　(　名)

班長　　　　　　長

班員

安全防護班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

安全防護班　(　名)

班長　　　　　　長

班員

本部隊員のうち

本部中核要員の必要人員　　　名

地区隊員のうち

担当区域１の中核要員の必要人員　　名

地区隊員のうち

担当区域２の中核要員の必要人員　　名

　　・自衛消防活動中核要員（条則第11条の５）が該当し、担当区域が必要な場合は、本部中核要員及び中核要員担当区域ごとの地区中核要員の必要人数を記入すること。

別表７Ｂ－②

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）

防災センター（該・非）　／　自衛消防活動中核要員の必要人数（　　人）・必要担当区域数（　　個）　／　自衛消防組織（該・非）　／　防火管理技能者選任（該・非）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 隊 | 役割 | 班等 | 氏名 | 保有資格等 | 特記事項 |
| 自衛消防技術認定証 | 自衛消防業務講習 | 防災センター要員講習 | 隊長・隊員・警備業務 | その他の資格 |
|  | 管理権原者 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 本部隊 | 防火対象物自衛消防隊長 | 統括管理者 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 自衛消防隊長の代行者（第１順位） |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 自衛消防隊長の代行者（第２順位） |  |  |  |  |  |  |  |
| 自衛消防組織　直近下位の内部組織 | 防災センター要員【班長】（中核要員） | 通報連絡 |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員（中核要員） |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員【班長】（中核要員） | 初期消火 |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員（中核要員） |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員【班長】（中核要員） | 避難誘導 |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員（中核要員） |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員【班長】（中核要員） | 応急救護 |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員（中核要員） |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員（中核要員） | 安全防護 |  |  |  |  |  |  |  |
| 防災センター要員（中核要員） |  |  |  |  |  |  |  |
| 地区隊 | 担当区域１ | 中核要員 | 初期消火 |  |  |  |  |  |  |  |
| 中核要員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 中核要員 | 避難誘導 |  |  |  |  |  |  |  |
| 中核要員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 中核要員 | 応急救護 |  |  |  |  |  |  |  |
| 地区隊 | 担当区域２ | 中核要員 | 初期消火 |  |  |  |  |  |  |  |
| 中核要員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 中核要員 | 避難誘導 |  |  |  |  |  |  |  |
| 中核要員 |  |  |  |  |  |  |  |
| 中核要員 | 応急救護 |  |  |  |  |  |  |  |

・ 自衛消防組織［法第８条の２の５］に該当する場合は、統括管理者、班長（通報連絡、初期消火、避難誘導、応急救護）は、自衛消防業務講習修了証等の資格者の資格番号、交付日等を記入すること。

・ 自衛消防活動中核要員［条例第55条の５］の配置が義務となる防火対象物で、防災センターが該当する場合は、防災センター要員は中核要員とするもの。

・ 自衛消防活動中核要員となる者は、自衛消防技術認定証の資格番号、交付日を記入すること。

・ 条例防災センター要員となる者は、防災センター要員講習修了証及び自衛消防技術認定証の資格番号、交付日を記入すること。

・ 本表を変更した場合は、変更の都度、修正し、消防計画を届け出た消防署へその変更内容をついて、資料提出をすること。

・ 保有資格等欄の記載例「0000000000」は、資格番号を表す。

別表７Ｂ―③

　　防火対象物自衛消防隊の編成と任務（任務表）

１　防火対象物本部隊の任務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 班 | 災害等発生時の任務 | 警戒宣言等が発せられた場合の組織編成 | 警戒宣言等が発せられた場合の任務 |
| 通報連絡（情報）班 | １　消防機関への通報及び通報の確認２　館内への非常放送及び指示命令の伝達３　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）４　災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集５　逃げ遅れた者・負傷者等の情報収集６　防火対象物地区隊への情報収集７　防火対象物地区隊との連絡調整、指示命令８　消防隊の誘導及び消防隊への情報提供 | 通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。 | １　報道機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、防火対象物自衛消防隊長に連絡する。２　周辺地域の状況を把握する。３　放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。４　食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。５　在館者の調査６　その他 |
| 初期消火班 | １　出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事２　地区隊が行う消火作業への指揮指導３　消防隊との連携及び補佐 | 初期消火班は、点検措置担当として編成する。 | 建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。 |
| 避難誘導班 | １　出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達２　非常口の開放及び開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　未避難者、要救助者の確認及び本部への報告５　ロープ等による警戒区域の設定 | 避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。 | 混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。 |
| 応急救護班 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊との連携、情報の提供４　逃げ遅れた者の救出 | 応急救護班は、情報収集担当として編成する。 | 上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。 |
| 安全防護班 | １　火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖２　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止３　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 | 安全防護班は、点検措置担当として編成する。 | 上記の初期消火班の任務と同様とする。 |

２　防火対象物地区隊の任務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 班 | 災害等発生時の任務 | 警戒宣言等が発せられた場合の組織編成 | 警戒宣言等が発せられた場合の任務 |
| 通報連絡（情報）班 | 防火対象物本部隊への通報連絡及び隣接する他の防火対象物地区隊への連絡 | 通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。 | テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 |
| 初期消火班 | 消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導 | 初期消火班は、点検担当として編成する。 | 担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。 |
| 避難誘導班 | 出火時における避難者の誘導 | 避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。 | 本部の指揮により、避難誘導を行う。 |
| 応急救護班 | 救出及び負傷者に対する応急処置 | 応急救護班は、応急措置担当として編成する。 | 危険箇所の補強、整備を行う。 |
| 安全防護班 | 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 | 安全防護班は、点検担当として編成する。 | 上記の初期消火班の任務に同じ。 |

▲別表８（営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合）

営業時間外等の自衛消防隊の組織編成表及び活動要領

１　休日の指揮体制

２　夜間の指揮体制

３　活動要領

⑴　火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火・防災管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。

⑵　消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

⑶　活動に際しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。

⑷　休日、夜間などの営業時間外等の無人時に事業所火災直接通報又は代理通報を行う場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等が現場に駆け付ける体制を確保する。

（緊急連絡先）

別表９

家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施日 |  | 検査実施者 |  |
| 項　　　　　目 | 点検結果 |
| １　背の高い家具を単独で置いていない |  |
| ２　安定の悪い家具は背合わせに連結している |  |
| ３　壁面収納は壁・床に固定している |  |
| ４　二段重ね家具は上下連結している |  |
| ５　ローパーティションは転倒しにくい「コの字型」「Ｈ型」のレイアウトにし、床に固定している |  |
| ６　ＯＡ機器は落下防止してある |  |
| ７　引出し、扉の開き防止対策をしている |  |
| ８　時計、額縁、掲示板等は落下しないように固定している |  |
| ９　ガラスには飛散防止フィルムを貼っている |  |
| 10　避難路に倒れやすいものはない |  |
| 11　家具、じゅう器等の天板上には物を置いていない |  |
| 12　収納物がはみ出たり、重心が高くなっていない |  |
| 13　危険な収納物（薬品、可燃物等）がない |  |
| 14　デスクの下に物を置いていない |  |
| 15　引出し、扉は必ず閉めている |  |
| 16　ガラス窓の前に倒れやすいものを置いていない |  |
| 17　コピー機は適切な方法で転倒・移動防止対策をしている |  |
| （備考）不備・欠陥がある場合には、防火・防災管理者に報告する。　　　　実施しない項目は斜線とする。（凡例）〇…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 | 防火・防災管理者確認 |  |

別表１０

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **備蓄場所** | **備蓄品****（１人分/日の備蓄量）** | **人/３日分の備蓄量** |
| 　　　**階**　　　　 | 食料品 | アルファ化米（３食分） |  |
| 乾パン（１缶） |  |
| 缶詰（３缶） |  |
| 飲料水 | ミネラルウォーター（３リットル） |  |
| 救急医療薬品類 | 消毒液 |  |
| ばんそうこう |  |
| 風邪薬 |  |
| 要配慮者用 | 簡易ベッド |  |
| 簡易間仕切り壁 |  |
| 乳幼児用食品 |  |
| 粉ミルク |  |
| 哺乳器 |  |
| 車いす |  |
| その他の物資 | 毛布・保温シート等（１枚/人） |  |
| 簡易トイレ |  |
| 敷物・ブルーシート等 |  |
| 携帯ラジオ |  |
| 懐中電灯 |  |
| 乾電池（単１から単４） |  |
| 使い捨てカイロ（３個） |  |
| ウエットティッシュ |  |
| 非常用発電機 |  |
| 工具類 |  |
| ヘルメット |  |
| 軍手 |  |
| 地図（１都３県） |  |
| 拡声器 |  |
|  |  |
|  |  |
| **備蓄場所** | **備蓄品****（１人分/日の備蓄量）** | **人/３日分の備蓄量** |
| 　　　**階**　　　　　　　　 | 食料品 | アルファ化米（３食分） |  |
| 乾パン（１缶） |  |
| 缶詰（３缶） |  |
| 飲料水 | ミネラルウォーター（３リットル） |  |
| 救急医療薬品類 | 消毒液 |  |
| ばんそうこう |  |
| 風邪薬 |  |
| 要配慮者用 | 簡易ベッド |  |
| 簡易間仕切り壁 |  |
| 乳幼児用食品 |  |
| 粉ミルク |  |
| 哺乳器 |  |
| 車いす |  |
| その他の物資 | 毛布・保温シート等（１枚/人） |  |
| 簡易トイレ |  |
| 敷物・ブルーシート等 |  |
| 携帯ラジオ |  |
| 懐中電灯 |  |
| 乾電池（単１から単４） |  |
| 使い捨てカイロ（３個） |  |
| ウエットティッシュ |  |
| 非常用発電機 |  |
| 工具類 |  |
| ヘルメット |  |
| 軍手 |  |
| 地図（１都３県） |  |
| 拡声器 |  |
|  |  |
|  |  |

別表１１

震災時における時差退社計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 優先順位 | 家庭内事情 | 氏　　名 | 自宅住所 | 帰宅ルートの概要 | 距離 | 付加的要素 | 帰宅グループ |
| 連絡先 | 主要路線 | 予測時間 | 開始時刻 |
| 通常の通勤経路 | 到着時刻 |
| 1 |  | 　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 開始　　： |
| （Eﾒｰﾙ　　　　　　　　） |  |  | 到着　　： |
|  | 　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 開始　　： |
| （Eﾒｰﾙ　　　　　　　　） |  |  | 到着　　： |
| 　 | 　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 開始　　： |
| （Eﾒｰﾙ　　　　　　　　） |  |  | 到着　　： |
| 2 | 　 | 　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 開始　　： |
| （Eﾒｰﾙ　　　　　　　　） |  |  | 到着　　： |
| 　 | 　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 開始　　： |
| （Eﾒｰﾙ　　　　　　　　） |  |  | 到着　　： |
| 　 | 　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 開始　　： |
| （Eﾒｰﾙ　　　　　　　　） |  |  | 到着　　： |
| 3第１優先順位　：　家庭内事情がある者、勤務地直近（おおむね10km以内）に居住しており徒歩帰宅が可能な者第２優先順位　：　勤務地からおおむね20km以内の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者第３優先順位　：　勤務地からおおむね20km以上の居住者で、帰宅ルートの安全性が確認できた者 | 　 | 　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 開始　　： |
| （Eﾒｰﾙ　　　　　　　　） |  |  | 到着　　： |
| 　 | 　 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  | 開始　　： |
| （Eﾒｰﾙ　　　　　　　　） |  |  | 到着　　： |

別表１２

施設の安全点検のためのチェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検内容 | 判定（該当） | 該当する場合の対処・応急対応等 |
| 施設全体 |
| 1 | 建物（傾斜・沈下） | 傾いている。沈下している。 |  | 建物を退去 |
| 傾いているように感じる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 2 | 建物（倒壊危険性） | 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 建物を退去 |
| 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 3 | 隣接建築物・周辺地盤 | 隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 |  | 建物を退去 |
| 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 |  | 建物を退去 |
| 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 施設内部（居室・通路等） |
| 1 | 床 | 傾いている、又は陥没している。 |  | 立入禁止 |
| フロア等、床材に損傷が見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| 2 | 壁・天井材 | 間仕切り壁に損傷が見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| 天井材が落下している。 |  | 立入禁止 |
| 天井材のズレが見られる。 |  | 要注意→専門家へ詳細診断を要請 |
| 3 | 廊下・階段 | 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 立入禁止 |
| 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 点検継続→専門家へ詳細診断を要請 |
| 4 | ドア | ドアが外れている、又は変形している。 |  | 要注意/要修理 |
| 5 | 窓枠・窓ガラス | 窓枠が外れている、又は変形している。 |  | 要注意/要修理 |
| 窓が割れている、又はひびがある。 |  | 要注意/要修理 |
| 6 | 照明器具・吊り器具 | 照明器具・吊り器具が落下している。 |  | 要注意/要修理 |
| 照明器具・吊り器具のズレが見られる。 |  | 要注意/要修理 |
| 7 | じゅう器等 | じゅう器（家具）等が転倒している。 |  | 要注意/要修理/要固定 |
| 書類等が散乱している。 |  | 要注意/要復旧 |
| 設備等 |
| 1 | 電力 | 外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） |  | 代替手段の確保/要復旧→（例）非常用電源を稼働 |
| 照明が消えている。 |  |
| 空調が停止している。 |  |
| 2 | エレベーター | 停止している。 |  | 要復旧→メンテナンス業者に連絡 |
| 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 |  |
| カゴ内に人が閉じ込められている。 |  | →メンテナンス業者又は消防機関に連絡 |
| 3 | 上水道 | 停止している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→(例）備蓄品の利用 |
| 4 | 下水道・トイレ | 水が流れない（あふれている）。 |  | 使用中止/代替手段の確保/要復旧　→（例）災害用トイレの利用 |
| 5 | ガス | 異臭、異音、煙が発生している。 |  | 立入禁止/要復旧 |
| 停止している。 |  | 要復旧 |
| 6 | 通信・電話 | 停止している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→（例）衛星携帯電話、無線機の利用 |
| 7 | 消防用設備等 | 故障・損傷している。 |  | 代替手段の確保/要復旧→消防設備業者に連絡 |
| セキュリティ |
| 1 | 防火シャッター | 閉鎖している。 |  | 要復旧 |
| 2 | 非常階段・非常用出口 | 閉鎖している（通行不可である）。 |  | 要復旧→復旧できない場合、立入禁止 |
| 3 | 入退室・施錠管理 | セキュリティが機能していない。 |  | 要復旧/要警備員配置→外部者侵入に要注意　（状況により立入禁止） |

別記１

火災時の自衛消防活動要領

（通報連絡、情報収集）

　【共通】

１　火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。

２　自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶ等周囲に火災の発生を知らせると同時に、防災センターに火災の場所、状況等を速報する。

３　すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関（119番）へ通報する。

４　管理権原者、防火・防災管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火・防災管理者へ連絡する。

【本部隊】

５　本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。

⑴　本部隊員として活動拠点における任務

⑵　現場確認者等から火災の連絡を受けた時の速やかな119 番通報

⑶　火災確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送

⑷　自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡

⑸　避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の伝達

【地区隊】

６　地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。

⑴　出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認

⑵　消火活動状況、活動人員の確認

⑶　逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認

⑷　区画形成状況の確認

⑸　危険物等の有無の確認

⑹　前⑴～⑸の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達

⑺　情報収集内容の記録

（消火活動）

　【共通】

１　初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。

２　初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。

【本部隊】

３　本部隊の初期消火班員は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

【地区隊】

４　地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動する。

（避難誘導）

　【共通】

１　本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその直上階の者を優先して避難誘導に当たる。

２　避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

３　エレベーターによる避難は原則として行わない。

４　屋上への避難は原則として行わない。

５　避難誘導班員の配置は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため再び入る者のないように万全を期する。

６　避難誘導は、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

７　負傷者及び逃げ遅れた者等の情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

８　避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、自衛消防隊の本部に報告する。

（安全防護措置）

　【共通】

安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

また、スプリンクラー設備作動後の制御弁の閉鎖等の水損防止作業や、その他施設に対する必要な措置を行う。

（応急救護）

【共通】

１　本部隊は、必要に応じ　　　　　　 　 に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動を行う。

２　地区隊の応急救護班は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置する。ただし、本部隊の応急救護班が救護所を設けた場合は、本救護所を活用し、本部隊と連携して必要な活動を行う。

３　応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。

４　負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録する。

５　逃げ遅れた者の情報を得た場合、現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。

６ 負傷者の発生がなく、救護所設置の必要もない場合には、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。

（その他）

↓自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合

▲【本部隊】

１　自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、１名以上の防災センター要員等（本部隊の通報連絡班）を防災センター等に残し、他の者（本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班等）は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

２　現場へ急行した防災センター要員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。

３　防災センター等に残った防災センター要員等（本部隊の通報連絡班）は、現場から火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119番）へ通報する。また、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切替え必要な事項を放送する。

４　在館者（劇場等の観客、百貨店の顧客等）の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。

↓自動火災報知設備等と連動した通報（事業所火災直接通報を含む。）を行っている場合

▲【本部隊】

１　自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、通報連絡班は消防機関からの着信信号を確認する。

２　誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止する。ただし、通報の中止が間に合わなかった場合は、電話からの119番により誤作動であることを消防機関へ連絡する。

別記２

震災時の自衛消防活動要領

（消防機関への通報）

１　消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊本部隊が行う。ただし、火災が発生した場合又は防火対象物自衛消防隊へ連絡がとれない場合など、緊急を要する場合は、事業所自衛消防隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を防火対象物自衛消防隊本部に通報する。

２　地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。

（初期救助、初期救護）

　地震時の初期救助、初期救護については、次の活動を行う。

⑴　応急救護班は負傷者が発生した場合に応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。

⑵　建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、救出可能な場合は、周囲の者と協力して救出する。

⑶　倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人を救出する場合は、状況を自衛消防隊長等に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行う。

⑷　救助活動は、避難経路の安全を確保して実施する。

⑸　倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備える。

⑹　救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

⑺　チェーンソー等危険が伴う救出資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当する。

⑻　救出した人に、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示する。

（エレベーターの閉じ込めの対応等）

１　自衛消防隊長は、エレベーターの閉じ込めの有無の確認等、次の活動を行う。

⑴　速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込められた者の有無を確認する。

⑵　閉じ込め者が発生した場合は、速やかに防火対象物自衛消防隊長及びエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。

⑶　閉じ込められた者に対し、エレベーター管理会社へ連絡した旨、地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。

⑷　研修の受講修了者等救出活動を行う技術・資格等を有する者がおり、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、救出活動を行わせる。

⑸　エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。

⑹　自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。

２　従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者は、次の対応を行う。

⑴　エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。

⑵　エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに自衛消防隊長等に連絡する。

（避難）

　地震時の避難については、従業員等の混乱防止に努めるほか次による。

⑴　建物からの避難

ア　避難は原則として防火対象物自衛消防隊長の指示又は防災関係機関の避難命令により行う。

イ　事業所自衛消防隊長は、避難の指示が出るまでは、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で従業員等を待機させる。

ウ　防火対象物自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。

エ　営業の継続が困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。

オ　安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

カ　事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。

⑵　避難場所等への避難

ア　従業員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所（　　　　　　　　　　　　　　）及び避難場所（　　　　　　　　　　　　　　　）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

イ　避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。

ウ　避難誘導は拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。

エ　避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。

オ　避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに事業所自衛消防隊長にその旨を報告する。

（一斉帰宅の抑制）

地震に伴う火災や建物の倒壊等のおそれがない場合で、交通機関の運行が停止している場合は、帰宅困難者の発生を抑制するため、次の措置を行う。

⑴　待機場所の設営

⑵　非常用物品の準備（食料、飲料水、寝具等）

⑶　名簿作成等による人員管理

⑷　災害状況、交通機関の運行状況等の情報提供

⑸　帰宅可能となった場合の支援資器材の準備（地図等）

別記３

大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防活動要領

（避難準備の時間に余裕がない場合）～自己防火対象物で発生した場合の対応～

１　自己防火対象物において、大規模テロ等に伴う災害と疑わしい事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。

２　大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおり。

⑴　原因不明の多数の死傷者の発生

⑵　不自然な場所での爆発災害

⑶　傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在が確認された場合

⑷　傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え若しくは症状に一定の傾向がある場合

（避難準備の時間に余裕がある場合）～情報の収集・伝達～

１　事業所自衛消防隊長は、大規模テロ等に係る警報等が発令された情報又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した情報を防火対象物自衛消防隊長から得た場合は、従業員に伝達する。

２　テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

３　行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるように伝達する。

別図

避難経路図

※避難口などが明記された平面図等に避難経路（矢印）を記入し添付する。

別添え

**消防計画概要　　　　　　　　　　　　　　　　（掲示用）**

（連絡先　内線　　　　）

防火・防災管理者（　　　　　　　）

自衛消防隊長

自衛消防対策

予防対策

（連絡先　内線　　　　　）

本部隊

●点検・検査業務　Ⅱ-第１参照

　　　地区隊

　　　地区隊

　　　地区隊

　　　地区防火担当責任者

（　　　　　　　）

　　　地区防火担当責任者

（　　　　　　　　）

防火・防災管理者（　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　）

建物等・消防用設備等

点検・検査員

（　　　　　　　）

　　　地区防火担当責任者

（　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　）

点検・検査の指導・監督

日常の火災予防

・火気管理

・設備等の維持管理

・出火防止の自主検査

・避難安全の自主検査

|  |
| --- |
| 管理権原者（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 自衛消防隊長（　　　　　　　　　代行者　　　　　　　　） |
| 本部隊通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　）初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　）避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　）応急救護班（　　　　　　　　　　　　　　　　）安全防護班（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 　　　　地区隊（連絡先　内線　　　　　　）地区隊長（　　　　　　　代行　　　　　　　 ）通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　）初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　）避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　）応急救護班（　　　　　　　　　　　　　　　　）安全防護班（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 　　　　地区隊（連絡先　内線　　　　　　）地区隊長（　　　　　　　代行　　　　　　　 ）通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　）初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　）避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　）応急救護班（　　　　　　　　　　　　　　　　）安全防護班（　　　　　　　　　　　　　　　　） | 　　　　地区隊（連絡先　内線　　　　　　）地区隊長（　　　　　　　代行　　　　　　　 ）通報連絡班（　　　　　　　　　　　　　　　　）初期消火班（　　　　　　　　　　　　　　　　）避難誘導班（　　　　　　　　　　　　　　　　）応急救護班（　　　　　　　　　　　　　　　　）安全防護班（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（連絡先　内線　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　　）

火元責任者

（　　　　　　　　）

（連絡先　内線　　　　）

（連絡先　内線　　　　）

（連絡先　内線　　　　　）

建物等の定期の自主検査

消防用設備等の自主点検

●防火・防災教育　Ⅱ-第３、第２-１参照

火災予防運動時期に実施（　　月、　　月）　新入社員教育（　　月、　　月）

火災時の対応の周知

地震時の対応の周知

従業員が守るべき事項の周知

・１１９通報、防災センター連絡

・消火器等による初期消火

・避難要領、避難経路の周知

・身の安全の確保

・出火防止

・出火時の初期消火

・一斉帰宅抑制

・避難施設の維持

・防火設備の維持

・火気管理ルール（喫煙、危険物品、火気使用等）

|  |
| --- |
| **災害発生時の対応**（火災、地震等が発生した時の対応） |
| ●火災時Ⅲ-第１-４参照・通報連絡班　１１９番通報、館内への非常放送、関係者への連絡、災害状況の情報収集・初期消火班　消火器・屋内消火栓等による消火活動・避難誘導班　出火階・直上階の優先避難、非常口の開放、エレベーターによる避難は行わせない・応急救護班　必要により救護所の設置、逃げ遅れ者の救出、負傷者の応急手当の実施・安全防護班　排煙口の操作、防火戸、防火シャッター等の閉鎖 |
| ●震災時　Ⅳ-第２参照・身の安全の確保・(通)被害状況の把握・(通)火災発生時の１１９番通報・(応)負傷者等の初期救助、初期救護・(応)エレベーターの閉じ込め者の対応・(通)従業員家族の安否確認・(避)在館者の避難誘導（倒壊危険時）・(通)一斉帰宅の抑制（交通機関停止時） | ●大規模テロ等発生時Ⅴ-第１参照・身体防護措置の実施・(通)１１９番通報（自己事業所で発生時）・(避)屋外への退避指示、避難誘導・(通)行政機関の指示を在館者に伝達●大雨又は強風時Ⅴ-第２参照・(安)浸水防止措置の実施・(避)在館者の避難誘導（避難を要する時） | ●受傷事故発生時Ⅴ-第３参照・(通)１１９番通報・(応)応急手当の実施（ＡＥＤ等）・(応)必要により救護所の設置●ガス漏えい事故発生時Ⅴ-第４参照・(通)ガス会社へ通報・(通)１１９番通報・(避)火気電気の使用禁止と避難指示・(安)緊急遮断弁閉止（ガス漏えいが継続する場合） |

●管理業務　Ⅱ-第２-２参照

・消防機関へ報告、連絡

・防火管理維持台帳の整備

・収容人員の管理

・工事中の安全対策の樹立

・火気の使用制限、臨時の火気使用の監督

・放火防止対策

・家具、じゅう器等の転倒落下移動防止措置

●自衛消防訓練　Ⅲ-第２参照

総合訓練（　　月、　　月）

避難訓練

通報訓練

安全防護訓練

応急救護訓練

消火訓練

防火区画の設定

排煙設備の操作

部分訓練

（　　月）

部分訓練

（　　月）

部分訓練

（　　月）

部分訓練

（　　月）

部分訓練

（　　月）

応急手当

搬送要領

各消火設備の取扱い

避難指示

誘導員の配置

避難路の確保

消防機関への通報

在館者への避難放送